

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 保管した工作物  
耕作の用に供した資材 一式
- 二 保管した工作物が設置されていた場所  
埼玉県狭山市広瀬一丁目地先（一級河川入間川の河川区域）
- 三 除却した日時  
平成三十年十月三十一日（水）午前十一時三十五分
- 四 保管を始めた日時  
平成三十年十月三十一日（水）午後二時三十分
- 五 工作物の保管場所  
埼玉県川越市大字小仙波九百八十九番地一地先 一般国道二百五十四号小仙波陸橋下
- 六 保管した工作物の返還
- イ 返還期限  
平成三十一年四月三十日（火）
- ロ 返還の申出先  
埼玉県川越市旭町二丁目十三番六号 埼玉県川越県土整備事務所管理担当  
電話〇四九―二四三―二〇二一
- ハ 返還に際しての留意事項
  - (1) 工作物の返還を受けようとする者は、埼玉県川越県土整備事務所管理担当に、氏名及び住所を証するため必要な書類を提示し、申し出ること。
  - (2) 工作物の除却及び保管に要した費用は、当該工作物の返還を受ける者の負担とする。